

# 国別障害関連情報 ブータン王国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

ブータン王国

目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策 .....	7
2-1. 障害関連行政制度.....	7
2-2. 障害関連法律の詳細.....	9
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	16
2-4. 障害関連施策の状況.....	17
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 .....	28
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	29
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	29
3. 障害関連団体の活動概況.....	33
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	33
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	33
4. 参考資料 .....	34

図表目次

図 1 地域別障害統計 (%) .....	5
図 2 年齢別障害統計 (%) .....	5
図 3 障害の原因 .....	6
図 4 国民総幸福委員会の組織図 .....	8
表 1-1 機能障害の種類別・程度別統計（重複回答あり）（人） .....	3
表 1-2 機能障害の程度別・性別・地域別統計 (%) .....	4
表 1-3 地域別統計 .....	4
表 2-1 保健医療サービス提供機関 .....	17
表 2-2 保健医療従事者者数 .....	18
表 2-3 SEN 学校と特別支援学校に就学している障害のある児童・生徒数（2018） .....	21
表 2-4 経済的にアクティブではない人口の内訳 (%) .....	25

略語表

APCD	Asia-Pacific Development Center for Disability	アジア太平洋障害者センター
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	国連女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of Children	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DANIDA	Danish International Development Assistance	デンマーク国際開発庁
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
ECCD	Early Childhood Care and Development	早期療育
EFA	Education For All	万人のための教育
GNHC	Gross National Happiness Committee	国民総幸福委員会
GNHCS	Gross National Happiness Committee Secretariat	国民総幸福委員会事務局
IEP	Individual Education Program	個別教育計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
PHC	Primary Health Care	プライマリー・ヘルスケア
PHCB	Population & Housing Census of Bhutan	人口・世帯国勢調査
SEN	Special Educational Needs	特別な教育的ニーズ
TAG	Technical Advisory Group	技術諮問グループ
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UN	United Nations	国連
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia-Pacific Region	国連アジア太平洋経済社会委員会
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関
YDF	Youth Development Fund	青年育成基金

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たりの GDP	3,243.21 米ドル	2018 年
------------	--------------	--------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.19%	2017 年
教育（対 GDP 比）	6.90%	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	N/A	

### 人口

総人口	763,090 人	2019 年
男性人口比率	53.1 %	
女性人口比率	46.9 %	
都市人口比率	42.0 %	
農村人口比率	58.0 %	
出生時平均余命（全体）	71 歳	2018 年
男性	71 歳	
女性	72 歳	

### 保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	
新生児死亡率（1,000 人当たり）	17 人	2019 年

### 教育

教育制度 <sup>2</sup>		
初等教育年数	7 年	2020 年
義務教育年数	N/A	
成人識字率（全体）	67 %	2017 年
男性	75 %	
女性	57 %	

<sup>1</sup> 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator> (参照 2020-12-08))

<sup>2</sup> ブータンの教育制度は、初等教育 7 年、中等教育 6 年（前期 2 年、中期 2 年、後期 2 年）、高等教育 4 年である。なお、義務教育の規定はない。（日本ブータン研究所 <http://www.bhutanstudies.net/2628/> (参照 2020-12-22) に基づく情報）

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	100 %	2018 年
男子	105 %	2020 年
女子	107 %	2020 年
中等教育（総就学率）		
全体	90 %	2018 年
男子	85 %	
女子	96 %	
高等教育（総就学率）		
全体	16 %	2018 年
男子	17 %	2020 年
女子	59 %	2018 年

## 雇用

失業率（全体）	2.4 %	2020 年
男性	1.8 %	
女性	3.3 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義<sup>3</sup>

ブータン王国（以下、「ブータン」）では、障害者国家政策（2019）（National Policy for Persons with Disabilities）において、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）に基づいて障害者を定義している。また、「世界保健機構（World Health Organization。以下、「WHO」）による定義にも基づく」としている。同政策における、障害者の定義は以下のとおりである。

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。」及び、

「定義は、障害、活動制限、参加制限を幅広く関連している。障害は、身体機能または身体構造の問題である。活動制限は、個人が作業または行動を実行する際に遭遇する困難である。一方、参加制限は、個人の生活状況への関与によって経験される問題である。」<sup>4</sup>

<sup>3</sup> 障害者国家政策（2019）に基づき記載。

<sup>4</sup> 国際生活機能分類の定義に基づく。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ブータンにおいては、2017年に実施された国勢調査 (Population & Housing Census of Bhutan。以下、「PHCB」) が最新の統計情報である<sup>5</sup>。PHCBにおいては、6つの機能に関する項目を含む障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットが採用されている。重複内容を除き、「非常に難しい」及び「全くできない」の回答者を障害者とする、ブータンにおける障害者率は2.1%である<sup>6</sup>。

障害者数 (全体)	15,567 人	全人口の 2.14 %	2017 年
男性	7,456 人		
女性	8,111 人		

なお、国勢調査 (2005) においては、障害者の定義を、正常な機能を実行することを制限する条件がある人、としており、質問項目は、見る、話す、聞く、動く、精神的な困難であった。先天的に障害のある人は 6,476 名、中途障害者は 15,867 人が確認された。合計 21,894 人が、1 つ以上の障害があると報告しており、全人口に占める障害者の比率は 3.4%であった<sup>7</sup>。

1-2-3. その他統計

表 1-1 機能障害の種類別・程度別統計 (重複回答あり) (人)

障害者数	少し 難しい	非常に 難しい	全く できない	合計
見る	20,828	2,696	464	23,988
聴く	15,758	3,650	1,344	20,752
歩く	15,694	4,302	1,105	21,101
認識する	12,092	1,763	407	14,262
セルフケア	6,932	2,361	1,953	11,246
コミュニケーション	3,693	1,296	1,289	6,278
合計	74,997	16,068	6,562	97,627

出所：国勢調査 (2017) を基に調査チームが作成

<sup>5</sup> 国勢調査 (2017) 報告書 [http://www.nsb.gov.bt/publication/files/PHCB2017\\_national.pdf](http://www.nsb.gov.bt/publication/files/PHCB2017_national.pdf) (参照 2020-12-22)

<sup>6</sup> なお、全人口の1%が「障害」に関する質問に未回答であったため、これらの情報は分析から除外している。

<sup>7</sup> Pinilla-Roncancio M. et al (2018) Statistical Note: Disaggregating Bhutan's MPI 2017 by Disability Status, [https://www.ophi.org.uk/wp-content/uploads/OPHI\\_RP51a\\_2.pdf](https://www.ophi.org.uk/wp-content/uploads/OPHI_RP51a_2.pdf) (参照 2020-12-22)



表 1-2 機能障害の程度別・性別・地域別統計 (%)<sup>8</sup>

	全く ない	少し 難しい	非常に 難しい	全く できない	未回答
見る	96.5	2.9	0.4	0.1	0.2
男性	96.7	2.6	0.3	0.1	0.3
女性	96.2	3.2	0.4	0.1	0.1
都市部	97.5	2	0.2	0	0.2
農村部	95.8	3.4	0.5	0.1	0.2
聞く	96.9	2.2	0.5	0.2	0.2
男性	96.9	2.1	0.5	0.2	0.3
女性	97	2.2	0.5	0.2	0.1
都市部	98.3	1.2	0.2	0.1	0.2
農村部	96.1	2.8	0.7	0.3	0.2
歩く	96.9	2.2	0.6	0.2	0.2
男性	97.3	1.8	0.5	0.1	0.3
女性	96.6	2.6	0.6	0.2	0.1
都市部	98.1	1.3	0.3	0.1	0.2
農村部	96.2	2.7	0.7	0.2	0.2
認知	97.8	1.7	0.2	0.1	0.2
男性	98	1.4	0.2	0.1	0.3
女性	97.7	1.9	0.3	0.1	0.1
都市部	98.6	1.1	0.1	0	0.2
農村部	97.4	2	0.3	0.1	0.2
セルフケア	98.3	1	0.3	0.3	0.2
男性	98.3	0.9	0.3	0.3	0.3
女性	98.2	1.1	0.4	0.3	0.1
都市部	98.9	0.6	0.2	0.1	0.2
農村部	97.9	1.2	0.4	0.4	0.2
コミュニケーション	98.9	0.6	0.2	0.2	0.2
男性	98.8	0.5	0.2	0.2	0.3
女性	99	0.6	0.2	0.2	0.1
都市部	99.3	0.3	0.1	0.1	0.2
農村部	98.7	0.7	0.2	0.2	0.2

出所：国勢調査（2017）を基に調査チームが作成

表 1-3 地域別統計<sup>9</sup>

	都市部	農村部	合計
全人口	274,967 人	452,178 人	727,145 人
障害者数	3,055 人	12,512 人	15,567 人
障害者率	1.11%	2.77%	2.14%

出所：国勢調査（2017）を基に調査チームが作成

<sup>8</sup> 国勢調査において、農村部にかかる定義にかかる記述は見つけられない。

<sup>9</sup> 都市部とは、都市（Town）、旧市街（Old Town）、都市拡大地域（Extended Town Area）を含む地域を指す。

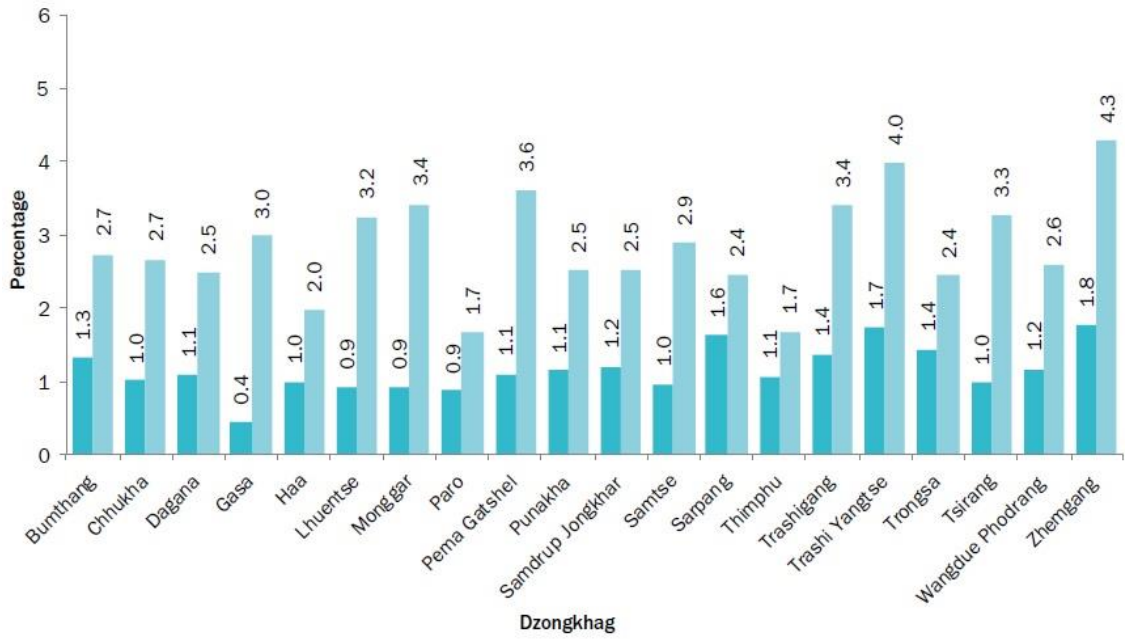


図1 地域別障害統計<sup>10</sup> (%)

出所：国勢調査（2017）より転載

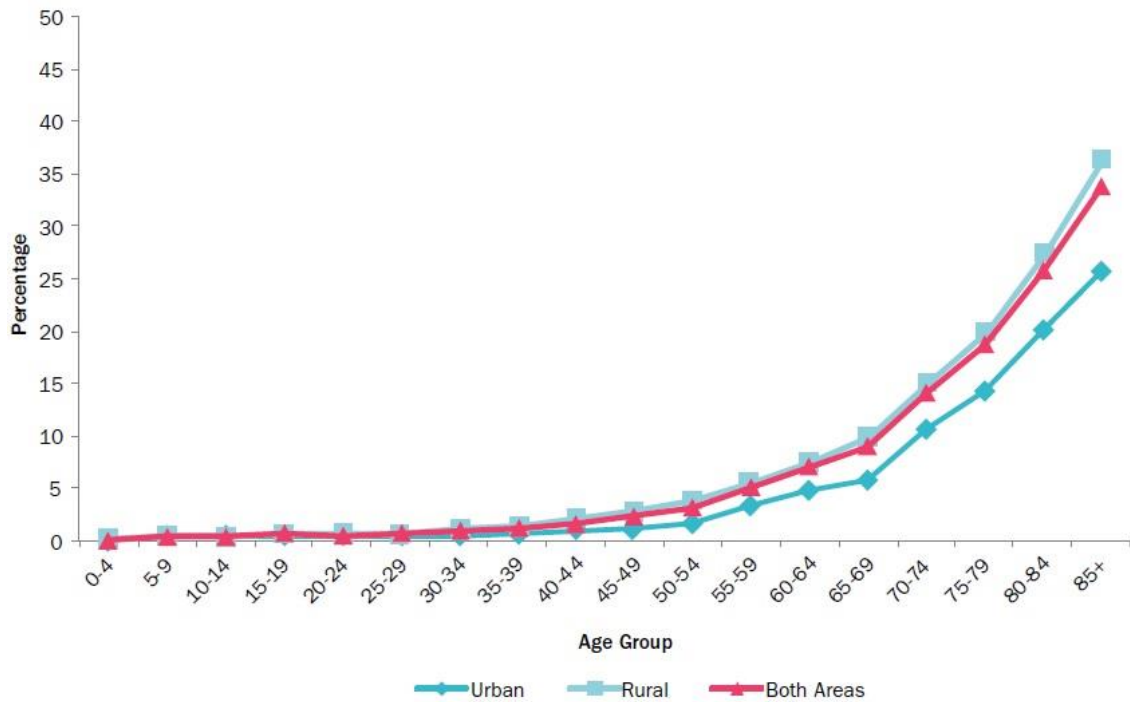


図2 年齢別障害統計 (%)

出所：国勢調査（2017）より転載

<sup>10</sup> Dzongkhag とはディストリクトを意味する。ブータンには20のディストリクトが存在している。

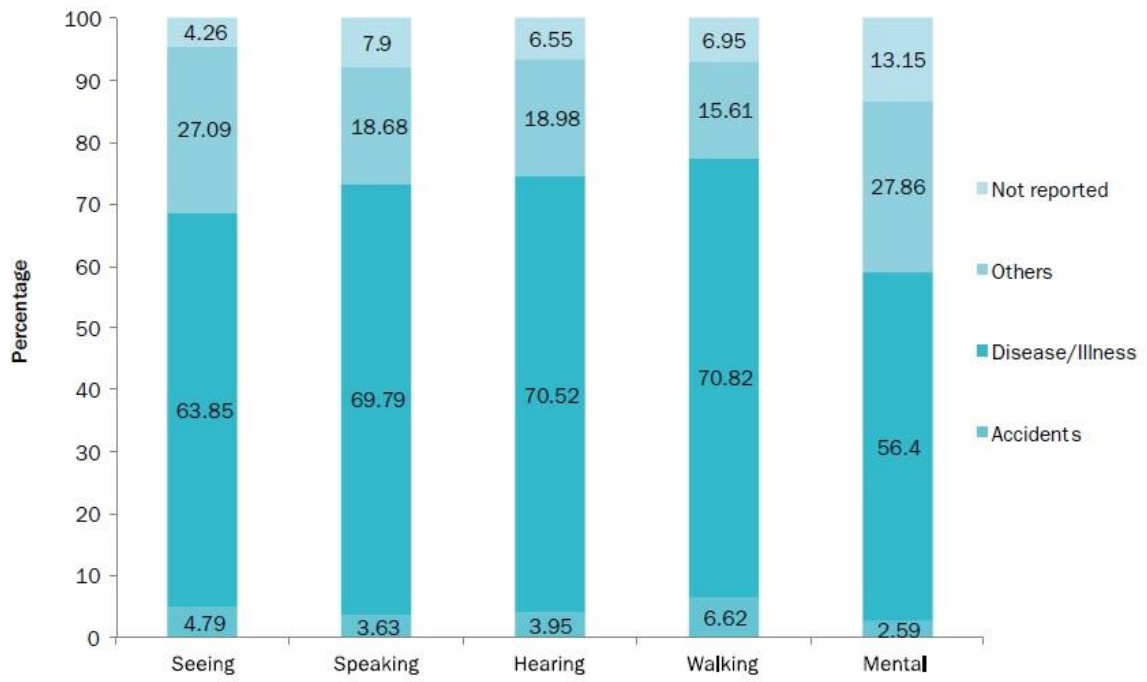


図3 障害の原因

出所：国勢調査（2017）より転載

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度

ブータン政府には以下の 10 省が存在している<sup>11</sup>。

- ・ 農業省 (Ministry of Agriculture: MoA)
- ・ 経済省 (Ministry of Economic Affairs: MoEA)
- ・ 教育省 (Ministry of Education: MoE)
- ・ 財務省 (Ministry of Finance MoF)
- ・ 外務省 (Ministry of Foreign Affairs: MoFA)
- ・ 保健省 (Ministry of Health: MoH)
- ・ 自治・文化省 (Ministry of Home and Cultural Affairs: MoHCA)
- ・ 情報・コミュニケーション省 (Ministry of Information and Communication: MoIC)
- ・ 労働・人材省 (Ministry of Labour and Human Resources: MoLHR)
- ・ 公共事業・定住省 (Ministry of Works and Human Settlement: MoWHS)

障害関連行政を中心的に担当する省は存在しない<sup>1213</sup>。障害者問題を分野横断的課題としてとらえ、それぞれの省が対応するという方針がとられている<sup>14</sup>。障害関連業務の責任を持つ主な省については以下に示すとおり<sup>1516</sup>。

- ・ 教育省：障害者を対象としたアクセシブルかつインクルーシブな教育を提供する。
- ・ 保健省：障害者を対象としたアクセシブルな医療・保健サービスを提供する。
- ・ 自治・文化省：障害者を対象としたアクセシブルな災害管理サービスを提供する。
- ・ 情報・コミュニケーション省：障害者を対象としたアクセシブルな情報通信関連サービスを提供する。
- ・ 労働・人材省：障害者を対象とした生計に関連するサービスを提供する。
- ・ 公共事業・定住省：障害者を対象としたアクセシブルな交通及びインフラストラクチャーを整備する。

### 国内調整委員会

2019 年に策定された障害者国家政策に関する調整、実施並びに監視を担っているのが、国民総幸福委員会事務局 (The Gross National Happiness Commission Secretariat。以下、

<sup>11</sup> ブータン政府ウェブサイト <https://www.gov.bt/ministry-directory/> (参照 2020-12-22)

<sup>12</sup> 2020 年 12 月国際障害者デーにおける首相の発言に基づき記載。 <http://www.moh.gov.bt/international-day-of-persons-with-disabilities/> (参照 2020-12-22)

<sup>13</sup> UNDP (2016), Vulnerability baseline Assessment, <https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/11/UNDP-Book-for-Website.pdf> (参照 2020-12-25)

<sup>14</sup> ibid (2016)

<sup>15</sup> ibid (2016)

<sup>16</sup> 障害者国家政策 (2019)

「GNHCS）」である。

機関名称	概要（障害者関連事項）
国民総幸福委員会 (The Gross National Happiness Commission: GNHC)	首相を委員長、財務大臣を副委員長とし、内閣長官、すべての省の長官、国家環境委員会事務局長、GNHCS 幹事を構成員とし、障害者国家政策の意思決定を担う。同事務局は計画、プログラム、ネットワーク並びにその他の国及び国際レベルの障害関連開発事業の調整、レビュー、改定、実施の役割を担う。また、関連機関及び地方政府との連携により、同政策の実施のための活動計画を策定及び実施する。

なお、本来の GNHC の目的は、すべての開発政策及び計画が、「国民総幸福 (Gross National Happiness)」の原則に沿って策定及び実施されることを確実にすることである。原則は、①活気に満ちた民主主義の基盤としてダイナミックな経済の発展、②伝統と自然との共生、③効果的で優れたガバナンス、④国の最大の資産である国民への投資、の4つである。

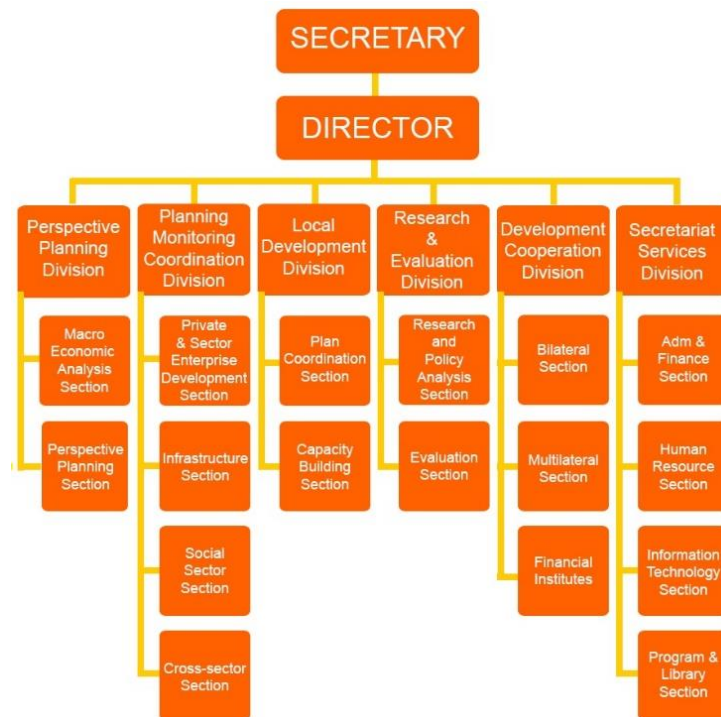


図 4 国民総幸福委員会の組織図

出所：GNHC ウェブサイト<sup>17</sup>より転載

<sup>17</sup> <https://www.gnhc.gov.bt/en/organogram/>（参照 2020-12-22）

## 2-2. 障害関連法律の詳細

憲法（2008）第7条「基本的権利」は、「すべての人は法の前に平等であり、法の平等かつ効果的な保護を受ける権利があり、人種、性別、言語、宗教、政治、その他の地位を理由に差別されてはならない。」とし、また第9条「国策の原則」は、「国は、司法を確保するための法律扶助に努めるものとし、経済的及び障害を理由として何人に対してもこれを否定してはならない。」及び「国は、病気や障害があった場合、または自己の管理の及ばない理由で十分な生計手段がない場合には、安全保障を提供するように努めなければならない。」と定めている。

ブータンでは障害に関する総合的な法律は制定されていない。障害関連の法律は以下のとおり。

法律名	災害管理法（Disaster Management Act） <sup>18</sup>
施行年	2013年
障害者にかかる言及事項	障害者を含む災害に脆弱なグループへの特別な配慮を行う、と明記している。

法律名	建築基準法（Building Code） <sup>19</sup>
施行年	2018年
障害者にかかる言及事項	第3章が「障害者に配慮した設計」について、目的、ガイドライン、設計配慮の詳細定められている。

## 障害関連政策

ブータン政府は、2016年に国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」）の支援を受けて脆弱性ベースライン・アセスメントを実施した<sup>20</sup>。この報告書はアクセシビリティにかかる法律の制定、関連する法律の改定を含む、障害者法の必要性を述べている。2019年策定の障害者国家政策にも同アセスメント報告書の提言を一部反映しているが、障害者法の制定にかかる文言はない。他方、同政策が一般市民や政府関係機関について認知されていないことが現地メディアより指摘されている<sup>21</sup>。なお、同政策において障害に関する記述としては以下が挙げられる<sup>22</sup>。

- ・保護と司法へのアクセス：ブータン政府は、関連法を障害者にとってアクセシブルな形式

<sup>18</sup> [https://www.ddm.gov.bt/wp-content/uploads/downloads/acts&rules/dm\\_act\\_2013.pdf](https://www.ddm.gov.bt/wp-content/uploads/downloads/acts&rules/dm_act_2013.pdf)（参照 2021-01-02）

<sup>19</sup> [http://www.paro.gov.bt/counter/direct\\_download/1735](http://www.paro.gov.bt/counter/direct_download/1735)（参照 2021-01-02）

<sup>20</sup> GNHC と UNDP による報告（2016）：<https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/11/UNDP-Book-for-Website.pdf>（参照 2020-12-29）

<sup>21</sup> <https://thebhutanese.bt/bhutan-one-of-the-last-10-countries-yet-to-ratify-un-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/>（参照 2021-01-02）

<sup>22</sup> 障害者国家政策に基づく。

- とし、合理的な配慮を図らなければならない。
- ・保護と司法へのアクセス：ブータン政府は、あらゆる形態の搾取、差別、暴力並びに虐待から障害者を保護するために、既存の法律、規制、慣習、慣行の見直しと改正を含む、適切な立法、行政、社会、教育並びにその他の措置を講じなければならない。
  - ・情報通信技術：ブータン政府はすべての政策と法律をアクセシブルな形式にしなければならない。
  - ・人材育成：ブータン政府は、弁護士及び通訳が障害者を支援し、代理となるよう育成する対策を講じなければならない。

政策名	障害者国家政策 (National Policy for Persons with Disabilities) <sup>23</sup>
施行年	2019年
概要	<p>ブータンの国民総幸福という哲学に基づきながら、国際的な潮流に沿った内容となっている。</p> <p><u>ビジョン</u>：インクルーシブな社会で暮らすエンパワメントがなされた障害者</p> <p><u>対象範囲</u>：障害者、彼/彼女らの介護者、サービス提供者すべてを対象とする。</p> <p><u>目的</u>：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害者のエンパワメントがなされ、社会の平等な一員として、社会経済的な開発過程への、彼/彼女らの参加を保障する。</li> <li>2) すべての分野における計画・政策・プログラムにおいて、障害主流化を促進する。</li> <li>3) 障害者のための機会及びサービスへのアクセスを改善する。</li> <li>4) 障害者と家族の社会経済的状況を改善する。</li> <li>5) スポーツ、レクリエーション、文化的な参加を通じた障害者の健全な生活を促進する。</li> <li>6) 障害者に対する社会の肯定的な態度と行動を促進する。</li> </ol> <p><u>政策的介入分野</u>：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 教育（態度の障壁の解消、早期発見・療育、学び・評価・試験）</li> <li>2) 保健（予防・早期発見・療育・リハビリテーション、健康的な高齢化）</li> <li>3) 所得保障（雇用、所得創出機会のための支援と環境整備、啓発と権利擁護）</li> <li>4) 介護者・家族・地域（意思決定、サービス提供における家族・介助者の包含、家族と介助者のための支援）</li> <li>5) 保護と司法へのアクセス</li> <li>6) 災害危機削減・軽減（情報・コミュニケーション）</li> <li>7) 環境整備</li> </ol>

<sup>23</sup> <https://www.mindbank.info/item/6923>（参照 2021-01-02）

	<p>8) 公共交通</p> <p>9) 情報・コミュニケーション・技術（メディアにおける障害者の写真・動画等の利用等について）</p> <p>10) 文化的・宗教的（Spiritual）・レクリエーション・余暇・スポーツ活動への参加</p> <p>11) 政策と計画</p> <p>12) 政治的参加</p> <p>13) 財政</p> <p>14) 人材育成と能力開発</p> <p>15) 非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）・市民社会組織（Civil Society Organization。以下、「CSO」）・障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）（支援と連携）</p> <p>16) データと情報（調整・収集・加工・普及・データと情報の利用）</p> <p>17) 管理</p> <p>18) 実施</p> <p>19) 監視・評価</p> <p>20) レビュー・改定</p>
--	--

ブータン政府による、障害分野を含むその他の国家政策・計画は以下のとおりである。

政策名	第 12 次国家 5 カ年開発計画（Twelfth Five Year Plan） <sup>24</sup>
施行年	2018 年～2023 年
障害者にかかる言及事項	貧困削減及び不平等、保健、教育、職業技能、保健、リハビリテーション、投票、防災、公共・保健インフラ、子どもの発達検診等において障害者に関する記述を含む。

政策名	第 11 次国家 5 カ年開発計画（Eleventh Five Year Plan） <sup>25</sup>
施行年	2013 年～2018 年
障害者にかかる言及事項	教育分野における障害児の特別な教育的ニーズ（Special Educational Needs。以下、「SEN」）への対応、障害者統計、障害者関連 CSO 概要、障害の予防、障害児センター設立、障害のある被雇用者のための保障等を含む。

<sup>24</sup> <https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2019/05/12FYP-Volume-II-Central-Plans.pdf>（参照 2021-01-02）

<sup>25</sup> [https://policy.asiapacificenergy.org/sites/default/files/11th-Plan-Vol-2\\_compressed.pdf](https://policy.asiapacificenergy.org/sites/default/files/11th-Plan-Vol-2_compressed.pdf)（参照 2021-01-02）



政策名	第10次国家5カ年開発計画（Tenth Five Year Plan） <sup>26</sup>
施行年	2008年～2013年
障害者にかかる言及事項	特別支援教育分野に関して、障害児及びSENのある子どもに対して、教育へのアクセスと利益を受けることについて言及している。また、インクルーシブ教育プログラムの導入を計画している。また、障害の予防、リハビリテーション、障害者にアクセシブルな公共インフラ、公共交通についても言及している。

政策名	国家青年政策（National Youth Policy） <sup>27</sup>
施行年	2010年
障害者にかかる言及事項	障害のある若者を優先度の高いグループとしている。戦略的な目的として、全国の障害のある若者の状況把握を挙げており、青年期を楽しむこと、青年育成にかかる事業の策定・実施に貢献すること、すべての種類の虐待・暴力等から保護されること、教育・訓練・雇用・ヘルスケア・レクリエーション等を通じた保護にかかる、障害のある若者の権利及び機会について述べられている。

【保健政策】

政策名	国家保健政策（National Health Policy） <sup>28</sup>
施行年	2017年
障害者にかかる言及事項	2011年策定の前政策と同じ理念に従い、障害者が使いやすい保健インフラ整備、特別なニーズのあるグループとしての身体及び知的障害者へのサービスの提供等について言及している。

政策名	国家青少年保健戦略計画（National Adolescent Health Strategic Plan） <sup>29</sup>
施行年	2013年～2018年
障害者にかかる言及事項	精神保健及び身体障害にかかる項目が挙げられている。地域に根ざしたリハビリテーション（Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」）プログラムによる調査結果に基づき、知的障害及び身体障害のある青年の特別なニーズに対して、統合的・総合的・学術的なアプローチによって対応する必要性を述べている。

<sup>26</sup> [https://www.globalpartnership.org/sites/default/files/2009-01-National-Happiness-Comission-Bhutan-Five-Year-Plan\\_processed.pdf](https://www.globalpartnership.org/sites/default/files/2009-01-National-Happiness-Comission-Bhutan-Five-Year-Plan_processed.pdf)（参照 2021-01-02）

<sup>27</sup> <https://www.mindbank.info/item/4433>（参照 2021-01-02）

<sup>28</sup> <https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/nationalHpolicy.pdf>（参照 2021-01-02）

<sup>29</sup> <https://www.mindbank.info/item/4434>（参照 2021-01-02）

政策名	国家保健政策 (National Health Policy) <sup>30</sup>
施行年	2011 年
障害者にかかる言及事項	憲法第 9 条に基づき、障害を理由として十分な生計手段がない場合の安全保障を提供する必要性について言及している。また、すべての保健関連のインフラを持続的で利用者が使いやすい仕様とすること、保健省が障害者の特別なニーズに対して適切な保健サービスを提供すること、ブータン政府が障害者にとって使いやすい設備及びサービスを提供すること、としている。

政策名	非感染性疾患予防・コントロールにかかる国家政策・戦略的枠組み (National Policy and Strategic Frame-Work on Prevention and Control of Non Communicable Diseases) <sup>31</sup>
施行年	2009 年
障害者にかかる言及事項	保健省の役割として、非感染性疾患に関連する障害のある人々に対する効果的なリハビリテーションサービスの提供を規定している。また、公共事業・定住省の役割として、身体障害のある人々のために環境整備を行うことを規定している。

政策名	国家精神保健プログラム (National Mental Health Program) <sup>32</sup>
施行年	2009 年
障害者にかかる言及事項	プライマリー・ヘルスケア (Primary Health Care。以下、「PHC」) における精神保健にかかる予防と促進、精神障害者の治療及びリハビリテーションに焦点をおいて策定された。

【教育政策】

政策名	国家教育政策 (National Education Policy) <sup>33</sup>
施行年	(2018 年案、GNHC 提出済)
障害者にかかる言及事項	年齢、性別、障害等に関してインクルーシブな方針を採用しており、障害のある児童・生徒・学生に対する合理的配慮についても明記している。

政策名	教育詳細計画 (Education Blueprint) <sup>34</sup>
施行年	2014 年-2024 年
障害者にかかる言及事項	軽度・中度障害のある子どもの特定と SEN 学校 <sup>35</sup> への就学促進、障害児の教育にかかる教員育成、民間連携、SEN 学校の増加、通常学校の環境整備等について計画されている。

<sup>30</sup> <https://www.mindbank.info/item/5707> (参照 2021-01-02)

<sup>31</sup> <http://www.moh.gov.bt/wp-content/uploads/moh-files/2014/11/National-Policy-and-Strategic-Framework-on-Prevention-and-Control-of-NCD-.pdf> (参照 2021-01-02)

<sup>32</sup> <https://www.mindbank.info/item/88> (参照 2021-01-02)

<sup>33</sup> <https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2018/06/National-Education-Policy-v13.pdf> (参照 2021-01-02)

<sup>34</sup> [https://www.globalpartnership.org/sites/default/files/bhutan\\_education\\_blueprint\\_2014-2024.pdf](https://www.globalpartnership.org/sites/default/files/bhutan_education_blueprint_2014-2024.pdf) (参照 2021-01-21)

<sup>35</sup> 設立当初は「統合教育学校 (Integrated School)」と言われていた政府の働きかけにより障害児が通えるようになった通常学校が、後々ブータン政府により「SEN 学校」と呼ばれるようになった。

政策名	特別な教育的ニーズにかかる国家政策 (National Policy on Special Educational Needs) <sup>36</sup>
施行年	2012 年
障害者にかかる言及事項	憲法第 9 条、万人のための教育 (Education For all。以下、「EFA」)、国家開発ビジョン 2020、教育セクター戦略 2020 並びに CRPD を含む国際人権条約、ミレニアム開発目標、EFA ダカール行動枠組み (1994) 等に基づき、ブータンにおいて初めて策定さ入れた SEN のある人々への教育にかかる政策。以下の 2 つを目的としている。 1) SEN のあるすべての子どもが平等に質の高い教育にアクセスし、これらの教育がより適切で、可能性、対応力があること。 2) SEN のある子どもたちが、自立して、責任感があり、生産的な市民になるように力を与えること。 同政策は短期・中期・長期の 3 レベルに分けられており、それぞれのレベルにおける教育省の役割が述べられている。

【雇用・労働政策】

政策名	国家職業技術教育政策 (National Technical and Vocational Education Policy) <sup>37</sup>
施行年	(2013 年案、策定段階、コンセプトノート提出済)
障害者にかかる言及事項	国家職業技術教育政策 2013 年案について、国家障害者政策 (2019) を含む関連施策との整合性を確保しつつ、障害者の特別なニーズへの配慮を言及している。

政策名	国家雇用政策 (National Employment Policy) <sup>38</sup>
施行年	2013 年
障害者にかかる言及事項	政府は、障害者の自営及び雇用されることで、より効果的に労働に参加できるように、訓練及び技能を身につけることを目的に、技能開発を推進する、としている。

政策名	国家人材育成政策 (National Human Resource Development Policy) <sup>39</sup>
施行年	2010 年
障害者にかかる言及事項	ノンフォーマルな職業訓練において、障害者に対する職業技能にかかる支援の必要性について言及している。

<sup>36</sup> <https://www.mindbank.info/item/5715> (参照 2021-01-02)

<sup>37</sup> [https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/TVET\\_Policy\\_draft\\_FINAL.pdf](https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/TVET_Policy_draft_FINAL.pdf) (参照 2021-01-02)

<sup>38</sup> [https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/NEP\\_2013.pdf](https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/NEP_2013.pdf) (参照 2021-01-02)

<sup>39</sup> <http://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/NHRD-policy.pdf> (参照 2021-01-02)

【ジェンダー政策】

政策名	国家ジェンダー平等政策 (National Gender Equality Policy) <sup>40</sup>
施行年	2019 年
障害者にかかる言及事項	主なジェンダー課題への政策枠組みについて、障害者にとってインクルーシブなものにしている。具体的な規定としては、国・地方レベルにおける政治的・公的領域において、障害のある女性を含め、女性の代表者を育成する活動をすること、障害のある女性を含めた暴力被害を受けた女性のための十分かつ適切でアクセシブルな支援サービスを開始すること、障害のある女性を含めたすべてのレベルで学校への女子の入学及び復学のためジェンダーに配慮したインフラ設備を含む学校の環境整備を行うこと、ジェンダー・障害別に分類したデータの収集と分析を行うことを述べている。

政策名	ジェンダー国家行動計画 (National Plan of Action for Gender) <sup>41</sup>
施行年	2008 年-2013 年
障害者にかかる言及事項	第 10 次国家 5 年開発計画 (2008-2013) に合わせて策定されたブータン初のジェンダー分野に特化した国家行動計画である。7 つの重点領域のひとつとして、「高齢化、精神保健並びに障害」を挙げている。

【社会保障、社会的保護政策】

政策名	国家年金準備基金政策 (National Pension and Provident Policy) <sup>42</sup>
施行年	(策定段階、内閣提出済)
障害者にかかる言及事項	憲法第 9 条の「病気や障害がある場合、もしくは判断能力が十分でない等の理由により生計手段が十分でない場合の保障」を法的に義務付けている。

<sup>40</sup> <https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2020/02/National-Gender-Equality-Policy.pdf> (参照 2021-01-02)

<sup>41</sup> <https://evaw-global-database.unwomen.org/-/media/files/un%20women/vaw/full%20text/asia/national%20action%20plan%20on%20gender%202008-2013/nap%20on%20gender%202008-2013.pdf?vs=1000> (参照 2021-01-22)

<sup>42</sup> [https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2019/08/3.-Final-NPPF-Policy\\_-MOF-Densa-Meet.pdf](https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2019/08/3.-Final-NPPF-Policy_-MOF-Densa-Meet.pdf) (参照 2021-01-02)

政策名	青年育成基金のための児童保護及びケアサービスにかかる戦略的計画 (A Strategic Plan for the Child Protection and Care Services (CPCS for Youth Development Fund (YDF))) <sup>43</sup>
施行年	2014 年
障害者にかかる言及事項	子どものケア及び保護法 (Child Care and Protection Act of Bhutan, 2011) <sup>44</sup> 、国家児童保護活動計画 (National Plan of Action for Child Protection) <sup>45</sup> 、及びその他の評価等に基づき、今後 10 年間の計画をまとめた施策。CSO を含めた政府機関によって指摘された、総合的な障害児支援サービスが存在していないことを踏まえて、青年育成基金 (Youth Development Fund, 以下、「YDF」) の目的のひとつとして、障害者を含めた不利な状況にある青年を、YDF 関連事業の対象とすると述べている。また、CSO からの指摘として、障害児の虐待に関する権利擁護の必要性を述べている。

政策名	国家食料栄養安全政策 (National Food and Nutrition Security Policy) <sup>46</sup>
施行年	2014 年
障害者にかかる言及事項	貧困層や社会経済的に脆弱なコミュニティや個人への社会的支援の提供を改善する、という目的の中で、障害者を含む脆弱な人々の食料へのアクセスを改善するために、対象を絞った事業を企画する、としている。

【バリアフリー関連政策】

政策名	国家観光政策 (National Tourism Policy) <sup>47</sup>
施行年	(2019 年案、策定段階、内閣提出済)
障害者にかかる言及事項	観光庁関係組織と連携してインクルーシブな観光を促進し、障害者を含む人々が観光客として、またはサービス提供者として、観光活動に参加する機会を増やし、広く参加できるようにしている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ブータン政府は 2010 年に CRPD に署名しているが、CRPD 及び選択議定書には批准していない。2017 年のブータン政府によるプレスリリース<sup>48</sup>によれば、GNHC が CRPD 批准に向けた手続き中である。

<sup>43</sup> <https://www.mindbank.info/item/5714> (参照 2021-01-02)

<sup>44</sup> <https://www.mindbank.info/item/5709> (参照 2021-01-02)

<sup>45</sup> <https://www.unicef.org/bhutan/media/346/file/Child> (参照 2021-01-02)

<sup>46</sup> [https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/FNS\\_Policy\\_Bhutan\\_Changed.pdf](https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/FNS_Policy_Bhutan_Changed.pdf) (参照 2021-01-02)

<sup>47</sup> [https://www.tourism.gov.bt/uploads/attachment\\_files/tcb\\_Hw70\\_FINAL%20DRAFT%20TOURISM%20POLICY.pdf](https://www.tourism.gov.bt/uploads/attachment_files/tcb_Hw70_FINAL%20DRAFT%20TOURISM%20POLICY.pdf) (参照 2021-01-02)

<sup>48</sup> ブータン政府による 2017 年のプレスリリース <https://www.gnhc.gov.bt/en/press-release-3/> (参照 2020-12-22)

## 2-4. 障害関連施策の状況<sup>49</sup>

ブータンにおける国家開発 5 カ年計画については、第 8 次計画（1998-2002）及び第 9 次計画（2002-2007）において障害者の社会への主流化にかかる構想が明記された<sup>50</sup>。また、その後の第 10 次（2008-2013）、第 11 次（2013-2018）並びに第 12 次計画（2018-2023）についても、より具体的な計画が盛り込まれた。障害者に特化した施策としては障害者国家政策があり、国際的枠組みと国内の障害者施策との整合性を保つ方向性が記されている。

### ① リハビリテーションを含む医療サービス

第 12 次 5 カ年計画（2018-2023）によれば、すべての国民が憲法で定められた基本的な保健医療サービスを無料で受けられる。伝統医療と現代医療を駆使してサービスを提供するという幅広い公衆衛生制度が発展しており、人口の 95%が徒歩 3 時間以内にこれらのサービス提供機関にアクセス可能となっている。同サービス提供機関については以下の表のとおりである。

表 2-1 保健医療サービス提供機関

No.	保健医療サービス提供機関	機関数
1	病院	49
2	プライマリー・ヘルス・センター (Primary Health Center)	186
3	サブ・ポスト (Sub-post)	53
4	アウトリーチ・クリニック (Outreach Clinic: ORC)	542
5	スロムデ・保健センター (Thromde Health Center)	3
6	保健情報・サービスセンター (Health Information & Service Center)	6

出所：保健省年次報告（2020）<sup>51</sup>を基に調査チームが作成

障害者国家政策によれば、障害者は多くの場合、障害のない人々に比べて健康に関するリスクが高いとされている。例えば、慢性疾患、運動不足、肥満、高血圧、高コレステロールの症状がある障害者が多い。これらの高い健康リスクにもかかわらず、障害者は健康増進及び疾病予防の対策から見過ごされている状況にあるとされている。

訓練を受けた保健医療従事者の不足が、同国における障害者への医療サービス提供にかかる大きな障壁となっている<sup>52</sup>。また、精神障害者にとって必要な医薬品へのアクセスが非常に限られており、地域の保健センターでは入手できない場合もある。ブータンの保健医療従事者の障害者に対する態度を調査したところ、医師や看護師は障害者に対して否定的な

<sup>49</sup> ブータン政府各省庁部局のウェブサイト及び公開報告書。

<sup>50</sup> APCD (2005)

<sup>51</sup> [http://www.moh.gov.bt/wp-content/uploads/ict-files/2017/06/health-bulletin-Website\\_Final.pdf](http://www.moh.gov.bt/wp-content/uploads/ict-files/2017/06/health-bulletin-Website_Final.pdf) (参照 2020-12-30)

<sup>52</sup> GNHC と UNDP による報告 (2016)

態度をとっていることが明らかになった<sup>53</sup>。

国家保健政策（2017）はこれらの課題に取り組むため、慢性的な保健人材の不足解消<sup>54</sup>、専門施設や大学との連携強化、既存の保健機関のアップグレードと新規機関の設立、コミュニティから国レベルの人材による PHC アプローチの継続、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage。以下、「UHC」）の達成のための村保健ワーカー<sup>55</sup>（Village Health Worker）の育成等を計画している。その他、「研究と情報」、「医療機器・予防接種・技術」、「保健財政」「リーダーシップ・ガバナンス（保健法制度）」について明記している。なお、2018年から2019年までの1年間で、保健医療従事者は12%増加している<sup>56</sup>。

表 2-2 保健医療従事者者数

No.	職種	人数
1	医師	376
2	医療技術者	1,187
3	保健アシスタント	620
4	看護師	1,364
5	伝統医療医師（Drugtsho）	54
6	精神保健・療法アシスタント	116
7	行政・支援関係者	2,184
合計		5,901

出所：保健省年次報告（2020）<sup>57</sup>を基に調査チームが作成

同政策（2017）は、特別なニーズ、脆弱かつ危機にある社会グループ（高齢者、身体障害者、知的障害者、アルコール・麻薬中毒者、青年、不就学の子どもたち等）、並びにサービスの行き届かない遊牧民等のための保健サービスを特定することを保健省の役割として挙げている。また、保健医療関連施設及びサービスにおける障害者への配慮を政府の義務としている。

障害者国家政策は、保健医療サービスへのアクセスとして、PHC を通じた UHC の改善、障害のある女性及び子どもの配慮と追加的対策、必要に応じた障害者宅の定期訪問、保健サービスにアクセスするための費用補助、自助具及び支援機器へのアクセス保障、障害者に関連する物理的・情動的・態度的・知識的な障壁の解消、CBR の促進、予防・早期発見及び療育・リハビリテーション、地方政府及び NGO と連携した家庭支援サービス（Home-based

<sup>53</sup> ibid (2016)

<sup>54</sup> GNHC と UNDP による報告（2016）と同時期の報告 Adhikari D.（2016）によれば、全人口 745,153 名に対して、医師 203 名、看護師 799 名が従事していた。

<sup>55</sup> PHC の重要な担い手であり、地域と保健行政を結びつける大切な役割を果たしている。

<sup>56</sup> 保健省年次報告（2020）

<sup>57</sup> Ibid (2020)

support service) 等について明記している。

自閉症及び神経発達障害の分野では<sup>58</sup>、2017年に自閉症及び神経発達障害に関する国際会議がブータン政府及びWHOによってブータンにおいて開催されティンブー宣言(Thimphu Declaration)<sup>59</sup>が採択された。同宣言は、自閉症や他の種類の機能障害に取り組むうえで、保健、教育、(市民社会の活性化による)社会サービス、障害者に配慮した政策を通じたガバナンスを重視し、政府及び社会全体のアプローチをとる、という東南アジア諸国の合意を再確認するものであった。また、同宣言において、自閉症やその他の神経発達障害のある人々に対する社会的なスティグマと戦い、彼/彼女らに関する管理と情報システムを強化するために、東南アジア諸国の取り組みをとりまとめた。さらに、同宣言においては、政策立案者、学識者、CSO、NGO、民間部門、メディアの協力が求められている。宣言を実現させるために、国連(United Nations。以下、「UN」)機関、WHO、その他の多国間及び二国間協力のパートナーからの支援が求められている。

ブータンには1997年まで精神保健問題に対処するためのプログラムもしくは戦略は存在していなかった<sup>60</sup>。第8次5カ年計画(1998-2002)において、政府は精神保健を重要な要素として認識し、1997年にはWHOからの技術的及び財政的支援を受けつつ、全国地域精神保健プログラムを開始している。1999年に海外での研修を受けた公務員精神科医及び精神科看護師が帰国した後、プログラムの活動が活発化している。さらに、同プログラムはデンマーク国際開発庁(Danish International Development Assistance。以下、「DANIDA」)の支援を受けている。

自助具及び支援機器は、インドからの輸入品が大半である。障害者がこれらを必要とする場合に国内に在庫がない場合が多く、注文・購入まで何か月も要する<sup>61</sup>。

## ② 教育

ブータンは、国連児童の権利にかかる条約(United Nations Convention on the Rights of Children。以下、「CRC」)を、1990年に批准している。CRCに沿って、2011年には子どものケア・保護法を施行している。なお、2014年に提出されたCRCにかかる政府報告において、SENのある子どものための教育に関する記述が散見される。

第8次開発計画(1998-2003)から障害児者教育政策について、項目が設けられている。内容としては、障害者の特別なニーズに対応した教育プログラムの策定のために、既存の盲学校、国立障害者研究所(National Institute for the Disabled)、保健部地域リハビリテーションプログラム、教育部技術職業教育課がこれを担うとしている。また、可能な限り、これらのプログラムは地域社会に根ざしたものとし、既存の施設を利用することとしている。基本

<sup>58</sup> 保健省ウェブサイトに基づき記載。 <http://www.moh.gov.bt/international-conference-on-autism-neurodevelopmental-disorders-came-to-a-close/> (参照 2020-12-29)

<sup>59</sup> ティンブー宣言。 <https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/259509/ThimphuDeclaration-autism.pdf?sequence=1&isAllowed=y> (参照 2020-12-29)

<sup>60</sup> 精神保健プログラム (2009)

<sup>61</sup> <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/cbr/20160901cbr/bun03b2jp.html> (参照 2021-1-3)



的な教育の提供だけでなく、障害者が有給雇用されるような特別な技能提供のための対策が検討され、かつ、障害児の教育にあたる教員は専門的な技術を学ぶために研修プログラムに参加するとしている。続く、第9次計画（2003-2008）及び第10次計画 2008-2013 においては、学校教育局内における特別支援ユニット<sup>62</sup>、ティンプーにおける SEN のある子どものためのリソースセンター、パロ（Paro）市におけるろう者教育センター等を設立した。また、2014年に SEN にかかる国家政策が策定され、2018年には障害インクルーシブな国家教育政策案が策定され、GNHC に提出されている。

特別な教育的ニーズにかかる国家政策（2014）によると<sup>63</sup>、視覚障害児者の教育的ニーズに対応するために同国東部のハリン（Khaling）に専門的な施設が1973年に設立されている。その後、他の障害がある子どもに対する教育機会のニーズに対しても認識が高まり、ブータン政府は2001年に特別支援教育プログラムを開始した。この年に特別なニーズ教育提供のための統合教育学校<sup>64</sup>（Integrated School。後に「SEN 学校」と呼ばれる）として、Changandgha 前期中等教育学校が設立された。さらに2003年には Drukgyel 前期中等教育学校内に、ろう児教育教室が設立された。その後、統合教育学校はモンガル（Mongar）、サムツェ（Samtse）、シェムガン（Zhemgang）において運営が開始されている。

ブータンにおける SEN のある子どもの教育における教員の懸念と経験に関する調査<sup>65</sup>によると、回答者である教員の69.0%が「SEN のある児童・生徒を指導するための訓練を受けておらず、設備も整っていない」と回答している。同調査では、ブータンの学校には SEN のある子どもたちを支援するために必要なインフラ設備や資源が存在していないことが明らかになっている。他方で、教育の質は各学校及び教室ごとに異なっており、また、マスタートレーナーや特別支援教育教員の数が不足しており、障害児の教育にかかる人材を育成する仕組みが整備されていない。

GNHC と UNDP による報告（2016）<sup>66</sup>によれば、ブータンでは、「差別化（Differentiation）」と「統合（Integration）」の概念を組み合わせた教育モデル<sup>67</sup>を採用し続けている。視覚障害児のための盲学校、聴覚障害児のためのろう学校がある一方で、ブータン各地には18校<sup>68</sup>の SEN 学校があり、さまざまな障害のある子どもたちが障害のない子どもたちと同じ学校の敷地内で学んでいる。ただし、授業は別々に行われている。

<sup>62</sup> ユニット（Unit）としては2001年に設立され、その後2011年にDivisionとなった。

<sup>63</sup> 特別な教育的ニーズにかかる国家政策（2014）に基づき記載。

<sup>64</sup> 通常学校内に、障害児を対象とした特別支援学級が設置されており、授業は通常学級とは別に実施される形。

<sup>65</sup> Chettri, K. (2015)

<sup>66</sup> ibid (2015)

<sup>67</sup> 通常学校への障害児のインクルージョンと、特別支援学校への就学の両方を組み合わせたモデル。

<sup>68</sup> 年次教育報告（2019-2020）に基づく

表 2-3 SEN 学校と特別支援学校に就学している障害のある児童・生徒数（2018）

	学校名 <sup>69</sup>	児童・生徒数			教員数		
		男児	女児	合計	男性	女性	合計
1	Changangkha MSS, Thimphu	46	23	69	12	55	67
2	Drukgyel CS, Lower campus, Paro	17	5	22	16	20	36
3	Drukgyel CS, Wangsel Inst., Paro	60	47	107	11	17	28
4	Gesarling CS, Dagana	8	4	12	25	10	35
5	Gelephu HSS, Sarpang	0	2	2	26	19	45
6	Gelephu LSS, Sarpang	19	14	33	28	38	66
7	Gonpasingma LSS, Pemagatshel	7	11	18	11	3	14
8	Jigme Sherubling CS, Lower campus, Trashigang	26	35	61	8	8	16
9	Jigme Sherubling CS, MI Campus, Trashigang	26	21	47	11	3	14
10	Jigme Sherubling CS, Trashigang	9	5	14	25	4	29
11	Kamji CS, Chukha	19	24	43	32	22	54
12	Phuentsholing MSS, Phuentsholing	48	17	65	14	26	40
13	Mongar HSS, Mongar	5	2	7	31	11	42
14	Mongar LSS, Mongar	34	19	53	15	26	41
15	Tendruk CS, Samtse	35	20	55	44	25	69
16	Tsenkharla CS, T/yangtse	15	5	20	24	6	30
17	Tshangkha CS, Trongsa	0	0	0	10	16	26
18	Zhemgang CS, Zhemgang	1	2	3	4	1	5
19	Zhemgang LSS, Zhemgang	10	6	16	7	20	27
20	Yangchengatshel LSS, Thimphu	12	10	22	11	14	25
21	Draktso East Rongthong, Rashigang	42	22	64	3	3	6
22	Draktsho West, Thimphu	38	27	65	5	6	11
	合計	477	321	798	373	353	726

出所：教育省（2018）年次教育統計を基に調査チームが作成

障害児のための SEN 学校数は、教育詳細計画（Education Blueprint）（2014-2024）において増設が計画されており、2016 年から 2018 年の 2 年間の間に 12 校から 18 校に増加しており、さらに、第 12 次 5 カ年計画（2018-2023）においては 28 校まで増加させる計画になっている。特別支援学校（Special Education School）2 校（Wangsel Institute（No.3）及び Jigme Sherubling MI Campus（No.9））、職業訓練校 2 校（Draktso East Rongthong（No.21）及び Draktsho West（No.22））、並びに各 SEN 学校 18 校の計 22 校に就学している障害のある児童・生徒及び教員数を表 2-3 に示す。

未就学の障害のある子どもたちについては、二段階障害調査（Two Stage Disability Survey）（2010-2011）によると、2 歳から 9 歳までの障害がある子どもは未就学児全体の 21.0%と

<sup>69</sup> 学校名にある略語は以下の通り。HSS：Higher Secondary School、MSS：Middle Secondary School、LSS：Lower Secondary School、CS：Central School。なお、CS はモデル・スクールとして運営されている。

なっている<sup>70</sup>。また、就学年齢の子どもの少なくとも5%が未就学であるところ、そのほとんどが中度及び重度の障害のある子どもであると報告されている<sup>71</sup>。また、GNHC と UNDP による報告<sup>72</sup>によれば、物理的なアクセシビリティの欠如、教材の不備、障害児に対応するための教員の限られた訓練機会が、障害児の保護者が子どもを学校に入学させようとする意欲を削いでいると報告されている。

以上の状況を踏まえて、障害者国家政策では、障害児者教育に関して以下の取り組みが明記されている。

### アクセシビリティ

- ・教育にかかる環境及び情報の障壁の解消
- ・既存の教育機関における合理的配慮と新規教育機関のユニバーサル・デザイン採用
- ・教育アクセス改善のためのその他の合理的配慮
- ・障害のある少女のためのすべてのレベルにおける平等な教育の保障
- ・学習困難のある児童・生徒の通常学校への就学
- ・障害児のためのスポーツプログラム及び課外活動への平等な参加の保障

### 態度の障壁の解消

- ・教員、児童・生徒、家族、コミュニティを対象とした啓発活動の実施
- ・すべての教育機関における障害インクルーシブで暴力、虐待、無視、差別のない政策策定
- ・教育省のすべての政策についてインクルーシブであるかどうかレビューの実施
- ・障害のある子どもと女性の権利についてすべての教育関連政策のレビューの実施

### 早期発見・療育

- ・保健省及び関係組織との連携による、すべての早期療育（Early Childhood Care and Development。以下、「ECCD」）センター及び学校における、ファシリテーターの効果的訓練を含む療育事業の強化を教育省が担う。
- ・保健省と教育省が連携した、子どもの誕生から診断までのプログラムの企画及び情報の収集
- ・障害児を含めたすべての子どものための ECCD プログラムの強化
- ・すべての異なる機能障害がある子どもたちのための特別な ECCD プログラムの策定

### 学び・評価・試験

- ・王室教育評議会（Royal Education Council）による、機能障害を理由とした一般カリキュラ

<sup>70</sup> 年次教育統計（2018）

<sup>71</sup> 教育省年次教育統計（2014）

<sup>72</sup> GNHC と UNDP による報告（2016）

ムへのアクセスの困難な児童・生徒のための関連カリキュラムの策定

- ・補完的な支援を必要とするすべての障害のある児童・生徒を対象とする個別教育計画 (Individual Educational Plan。以下、「IEP」) の導入
- ・すべての児童・生徒の個別のニーズに合わせた指導及び学びのデザイン
- ・障害のある児童・生徒が評価及び試験における合理的配慮の提供
- ・障害のある児童・生徒が年齢にあった場で学び、同級生とともに進級するための調整
- ・障害のある児童・生徒に対する代替的な教育進路の準備
- ・教育省と関係機関の連携による学習の認定制度の構築
- ・奨学金制度を利用した障害者の海外留学の検討 (国内で対応が難しい場合)

障害者国家政策の実施にあたり、大きな課題となっているのは全国の学校に障害のある児童・生徒にとってインクルーシブなインフラ設備を整備するために膨大な費用がかかることである。その他の課題としては、教員が障害のある児童・生徒たちを支援するために必要な技術と知識を得るための訓練実施体制が整備されていなかったが、2020年2月より教育省がインクルーシブ教育に関する現職教員訓練を開始している<sup>73</sup>。

### ③ ジェンダーと障害

憲法第7条「基本的権利」において、すべての国民について基本的な権利が保障されており、特に、第9条「国家方針の原則」においては、人身売買、売春、虐待、暴力、ハラスメント、脅迫を含む、女性に対するあらゆる形態の差別と搾取を、官民両セクターの職場において排除するとしているが、障害のある女性に関する記述はない。

国際条約等については、国連女子差別撤廃条約 (UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」) に1980年に署名、翌年に批准している。また、女性及び子どもの権利の保護と促進のために女性と子どものための国家委員会 (National Commission for Women and Children) が設立されている。

第10次計画 (2008-2013) に合わせてジェンダー主流化及びエンパワメントの促進を目的としたジェンダーに関する国家行動計画 (National Plan of Action for Gender) が策定されている。同行動計画においては、7つの重要な分野として、グッドガバナンス、経済的エンパワメント、教育・訓練、保健、高齢化・精神保健・障害、女性に対する暴力、ジェンダーの固定観念と偏見、が挙げられている。2019年には、ブータン初のジェンダー平等国家政策が策定された。第11次計画 (2013-2018) における16の重点分野にある「グッドガバナンスの推進」及び「持続可能で公平な社会液剤開発」の中に、「女性の参加のためのジェンダーに配慮した環境」が挙げられている。この成果指標の4つは、1) 国会や地方自治体を含む選挙で選ばれた役職に女性枠を確保するための法律案策定、2) 高等教育における男女比

<sup>73</sup> 年次教育報告 (2019-2020) に基づく

の増加、3) 女性の若者の失業率の減少、4) ジェンダーに配慮した政策・ジェンダー主流化戦略のある機関の増加、である。さらに、第12次計画においては、16の優先分野の中に「ジェンダー平等」を含めており、国家開発計画における優先度から見てもジェンダー平等の認識が高まっている。

ジェンダー平等国家政策は、障害者にとってインクルーシブであると明記している。また、すべての分野における意思決定における障害のある女性を含むすべての女性の参加の促進のために、国及び地方レベルの、政治的・公的機関において、積極的是正措置を採用すると明記している。さらに、ジェンダー平等の達成のために、障害のある女性を含めたすべての暴力被害者の女性に対する保護、カウンセリング、リハビリテーション、更生支援、法的支援にかかる十分で適切かつアクセシブルな支援を提供できるように、家庭内暴力予防法 (Domestic Violence Prevention Act) (2013) の実施強化及び改定を行うとしている。

教育面について同政策では、ジェンダー格差をなくすために、障害のある女子を含むすべての女子児童・生徒が、全レベルの学校に入学し、継続して就学できるよう、インフラ設備を含めた女子児童・生徒に配慮した学校環境を整備すると明記している。なお、年次教育統計 (2018) は、女子の就学率は高く、小学校レベルでは男子 92.4% に対して、女子は 93.4% であったと報告している。ドロップアウトせずに学校に残る定着率についても、男子が 78.9% であるところ女子は 90.6% であった。他方で、表 2-3 に示すとおり、障害がある児童・生徒の男女の就学者数には、男子 477 人 (59.8%)、女子 321 人 (40.2%) となっており、性別による差が顕著に表れている。

保健医療面では、障害者国家政策がジェンダーに配慮した質の高い医療サービスの利用の保障について明記している。国家保健政策においては、すべての保健インフラについて、障害者、女性、子ども、高齢者に配慮した設計にすることを明記しているが、「障害のある女性」という視点はない<sup>74</sup>。

その他、雇用、司法へのアクセス、文化的・宗教的 (Spiritual) ・レクリエーション・余暇・スポーツ活動への参加、政策及び計画、人材育成、災害管理並びに政治参加といったさまざまな分野においては、「障害のある女性及び少女を含む」という表現が、障害者国家政策の各所に見られる。

#### ④ 訓練・雇用、就労支援

憲法 7 条「基本的権利」において、すべての国民が同等の価値の仕事に対して平等な給与が得られる権利を保障している。また、第 9 条「国家方針の原則」は、国民の働く権利、職業指導、訓練、並びに公正かつ有利な労働条件の保障、労働時間の合理的な設定、有給休暇の定期的取得、就労中の休憩を保障している。

国家開発 5 カ年計画において障害児・者の訓練・雇用・就労支援に関する記述は確認でき

<sup>74</sup> ADB (2014) 等によれば、一般的にブータン政府施策におけるジェンダー平等に関する記述は、「子ども、若者、女性、高齢者、並びに障害者」というようなひとつのグループとして扱われることが指摘されている。

ない。関連政策としては、国家雇用政策（2013）の中で、ブータン政府の役割として障害者に訓練機会を提供し、技能を習得することにより、自営もしくは就労し、効果的に労働参加を進める、としている。障害者国家政策においては、官民双方への障害者雇用の推進やインセンティブ提供、労働・人材省と関連機関との連携による障害者の自営プログラムの立ち上げやニーズに基づいた職業訓練の導入、障害者の雇用機会へのアクセスの保障、就労にかかる合理的配慮、ディーセント・ワークへのアクセス保障、就労関連での差別予防にかかる規定作り、支援付き雇用の促進、企業支援、障害者雇用にかかる啓発、等が盛り込まれている。しかしながら、具体的には Draktsho 障害者職業訓練所のような教育分野における訓練提供に限定されているのが現状である。

障害者の就労に関連する統計情報としては、労働力調査報告書（2018）がある。同報告書では、経済的にアクティブではない人口という分類の中で、障害者を含む人口について報告している。概要を表 2-4 に示す。

表 2-4 経済的にアクティブではない人口の内訳 (%) <sup>75</sup>

理由	男性	女性	男女合計
病気	5.5	4.2	4.7
前職からの声掛けをまっている状態	0.1	0	0
大学進学の結果待ちの状態	0.4	0.6	0.5
就職活動の結果待ちの状態	0.8	0.5	0.6
家事労働従事	6.1	41.3	27.6
高齢者	16.1	13.5	14.5
障害者	2.3	1.3	1.7
就労に関心がない、もしくは就労の必要性がない 就労の必要性がない。	3	1.8	2.2
退職者及び年金生活者	3.7	0.3	1.6
起業準備中	0.9	0.4	0.6
施設入所者	0.3	0.1	0.2
進学計画中	0.1	0.1	0.1
海外就労計画中	0.1	0.1	0.1
職業意欲喪失	0.1	0.1	0.1
新規就労準備中	0.1	0	0
就学中	57.6	33.9	43.1
訓練参加中	2.5	1.4	1.8
その他の理由	0.3	0.1	0.2
合計	100	100	100

出所：労働力調査報告書（2018）を基に調査チームが作成

障害者の就労の実情については、ブータン政府と UNDP による調査（2016）において、就労している障害者は軽度の障害のある人々であり、所得水準が低いと指摘されている。労

<sup>75</sup> 対象は就業年齢人口

働・人材省や Draktsho 障害者職業訓練センターのような CSO の試みにより重度障害者が就労している事例も認められる。

#### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

ブータンにおいては、障害者に対象を特化した社会保障を含む社会サービスは存在していない<sup>76</sup>。障害者への給付金は、国民年金・従業員退職金準備制度の中に含まれている<sup>77</sup>。また、雇用・労働法（2008）において、労災によって一時的、恒常的な障害を負った場合の生活を保障している。

障害者の政治への参加については、第 12 次 5 カ年計画（2018-2023）において、「障害のある投票者の参加」にかかる目標が設定されている。また、障害者国家政策においてもその重要性が強調されており、特に、障害のある女性の選挙参加促進、選挙管理委員会による障害者の選挙参加にかかる戦略及び規定の策定と選挙への立候補の促進、アクセシブルな投票所・投票設備等の対策と投票所での支援、について明記されている。

#### ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

##### ・バリアフリー

ブータン経済開発政策（2016）には、障害者に配慮したインフラ設備については触れていない。国家人口政策案（2016）はその必要性について言及しており、国家保健政策、第 12 次 5 カ年計画（2018-2023）、建築基準法（2018）並びに障害者国家政策においても、障害者のアクセシビリティに関する規定及び言及がある。これらの法政策が存在しているにも関わらず、人権報告書（2019）は、政府はこれらを順守していないと報告している。また同報告によれば、ブータン政府は、国内には丘陵地及び山間地が多く、障害者の絶対数も少ないという状況の中で、障害者に配慮した建築物への改修費用が高く、財政的な制約があるとしている。

なお、障害者に配慮した建設関連法規定として、2002 年に建設基準規定（Building Rule）（2002）、障害者に配慮した建築にかかるガイドライン<sup>78</sup>（Guideline for Differently Abled Friendly Construction）（2017）、建築基準法<sup>79</sup>（2018）がある。

##### ・防災

第 12 次計画（2018-2023）において、公共事業・定住省が、災害に強く、かつ障害者に配慮したインフラ整備と監視の役割を担うことが、明記されている。また、障害者国家政策においては、障害者を含むすべての人々にとってアクセシブルかつ適切な緊急避難口、警報システム、標識をすべての新規建設物に設置し、旧基準の建物については合理的配慮を行うことが述べられている。地方政府は災害発生前、発生中並びに発生後における障害者のための

<sup>76</sup> GNHC と UNDP による報告（2016）

<sup>77</sup> ibid（2016）

<sup>78</sup> ガイドラインはブータン政府ウェブサイトでは公開されていない。

<sup>79</sup> [http://www.paro.gov.bt/counter/direct\\_download/1735](http://www.paro.gov.bt/counter/direct_download/1735)（参照 2021-01-02）

適切なアクセシビリティを保障し、自治・文化省は障害者に配慮した避難所を整備し、障害インクルーシブな政策及び計画を策定すること、災害管理啓発プログラムを実施すること、が明記されている。

災害管理法（2013）には、「子ども、女性、高齢者並びに障害者には特に注意を払うものとする」という記述がある。災害管理規定（2014）、災害管理計画ガイドライン（2014）等、災害管理関連法令において、障害者に関する記述は見られない<sup>80</sup>。

ブータン政府において防災分野を担当するのは、自治・文化省の災害管理局（Department of Disaster Management）である。同局は、2013年10月に開催された国際防災デーを紹介するウェブサイトで、防災において最も脆弱な障害者に焦点を当てていることを述べている<sup>81</sup>。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績<sup>82</sup>

日本政府	<p>【草の根技術協力事業】</p> <p>ソーシャル・インクルージョンによる障がい者支援プロジェクト（2014-2017）</p>
他ドナー	<p>【国際機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UN 合同 ブータン政府 GNHC、保健省並びに教育省に対する障害児に係る調査の実施、インクルーシブ教育の修士課程の開設、子どもの成長スクリーニング・ツール開発、学校関係者・司法関連職員等に対する障害児を含む子どもへの保護に関する訓練、選挙管理委員会の強化、障害者の権利にかかるワークショップ実施を支援、等を実施。</li> <li>・ UNDP 障害者を含む脆弱な人々を対象としたベースライン・アセスメント実施の支援（2016）</li> <li>・ 国連アジア太平洋経済社会委員会 障害関連データ収集にかかるコンサルテーション実施（2016）</li> <li>・ UNICEF UNICEF が中心となり、UNDP、WHO と連携して障害タスクチームを結成し、CRPD 批准、国内法・政策整備にかかる支援実施（2017）</li> <li>・ WHO 戦略的優先分野としての非感染性疾患による障害の予防（2014-2018） 自閉症及び神経発達障害にかかる国際会議開催支援（2017）</li> </ul>

<sup>80</sup> <https://www.ddm.gov.bt/acts-rules-and-publications/>（参照 2021-01-02）

<sup>81</sup> <https://www.ddm.gov.bt/international-day-for-disaster-risk-reduction-october-09-2013/>（参照 2021-01-02）

<sup>82</sup> 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、並びに各組織ウェブサイト情報を基に記載



	<p><b>【二国間援助機関】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Austrian Development Cooperation 障害者国家政策の案作成等の法制度的支援にかかる支援実施。 Draksho 職業訓練センターへの支援を通じた職業訓練支援実施（2017）</li> <li>• DANIDA CBR プログラム支援（1999）</li> </ul> <p><b>【国際 NGO】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会福祉法人・佛子園（ぶしえん）<sup>83</sup> 現地の障害者支援団体3団体と共同で20 ディストリクトの障害者実態調査、 障害者支援人材の育成等を実施。</li> <li>• Bhutan Foundation 資金・技術支援</li> <li>• Bhutan-Canada Foundation 西洋諸国からブータンの学校に教員ボランティアを派遣。</li> <li>• Save the Children SEN 学校及び特別支援学校関係者、DPO、教育省関係者を対象とした障害イ ンクルーシブ災害危機削減にかかる訓練を実施（2016） 現地 NGO の Draktsho 職業訓練センターへの支援を通じた障害児者の職業訓練 支援実施（2019-2020）</li> </ul>
--	---

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

ブータンにおいて CBR が導入されたのは 1997 年の Trashigang ディストリクトの Khaling におけるパイロットプログラムが最初とされている<sup>84</sup>。これは、WHO の資金及び技術支援を受けて開始されたものである。さらに 1999 年には DANIDA の支援により、同パイロット事業が首都ティンプーのメワンゲオク (Mewang gewog)<sup>85</sup>に拡大され、他のディストリクトにも次々と展開されていった。これらの一連のプログラムは保健省公衆衛生局が計画、実施、管理、調整並びに技術的な支援の責任を担っており、保健サービスの提供システムが利用されていた。なお、サービス対象としては、すべての障害種別を網羅していた。

第 8 次 5 年計画（1998-2002）において、国レベルの開発計画において初めて、CBR プログラムの立ち上げについて明記されている。また、前述の「2-4. 障害関連施策の状況 ② 教育」で述べたとおり、同計画においては障害者のための医療及び職業リハビリテーションについて CBR のアプローチが採用されている。

<sup>83</sup> JICA 草の根技術協力事業「ソーシャル・インクルージョンによる障がい者支援プロジェクト」関係者へのメールによる問い合わせによって得た情報に基づいて記載。

<sup>84</sup> 第 3 回アジア太平洋 CBR 会議（2015）資料 <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/cbr/20160901cbr/bun03b2jp.html>（参照 2021-01-03）、及び、WHO（2013）

<sup>85</sup> ゲオク (gewog) はディストリクトの下の行政単位。

第9次5カ年計画（2003-2008）の保健に関する保健省資料<sup>86</sup>にある CBR という項目の中で、すべてのディストリクトにおいて、障害予防及びリハビリテーションを PHC の一環として認識・包摂し、障害者の地域活動への社会的統合を促進するための目標を策定するべき、としている。また、すべての障害者が最大限の能力を発揮し、可能な限り自立し、国作りに積極的に貢献できるような措置を講じる、としている。同5カ年計画では保健分野以外に、障害児の通常学校への統合、障害者の職業リハビリテーション活動の促進、障害者の地域活動への社会的統合と啓発、についても言及されている。なお、第12次5カ年計画（2018-2023）においては、保健分野の12プログラムの一つとして「持続的な PHC サービス」が挙げられており、同サービスはブータン保健信託基金（Bhutan Health Trust Fund）により実施されるとしている。

CBR は、国家青年期保健戦略計画（2013-2018）にも保健関連プログラムとして明記されているだけでなく、障害者国家政策においても「保健」の章の中でのみ CBR に関する記述がある。教育、社会保障等の法制度の中には CBR という単語は見られない。2013年の WHO による CBR 実践報告<sup>87</sup>もブータンの CBR は保健医療分野に偏っていると述べている。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況<sup>88</sup>

ブータン政府はマラケシュ条約に署名・批准していない。世界知的財産機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」）には1994年に加盟しているが、国際的な著作権にかかるベルヌ条約を批准するのみである。2001年には著作権法が制定されている。なお、マラケシュ条約の署名・批准に向けて、2019年から2020年にかけてパロ及びティンプーにおいて WIPO が全国セミナー及びワークショップを開催している<sup>89,90</sup>。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ブータンにおいては2020年3月初旬に1名の感染報告があつて以来、感染者の爆発的な増加はなかったものの8月から9月にかけて全国的なロックダウンが実施され<sup>91</sup>、12月に入って感染者が増加したため再びロックダウンが実施されている。なお、WHOによれば<sup>92</sup>、ブータンにおいては2021年1月13日時点で新型コロナウイルス感染者累計は831名であり、死者数累計は1名であった。本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、5つの機関・団体<sup>93</sup>から回答を得た。また、政府、UN機関並びにNGO等のウエ

<sup>86</sup> <https://www.healthresearchweb.org/files/Bhutan%20Health%20Sector%209th%20Five%20Year%20Plan-Part%20I,2005.pdf> (参照 2021-01-02)

<sup>87</sup> WHO (2013)

<sup>88</sup> WIPO ウェブサイト ([https://www.wipo.int/members/en/details.jsp?country\\_id=82](https://www.wipo.int/members/en/details.jsp?country_id=82)) に基づき記載。

<sup>89</sup> [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/mvt\\_a\\_5/mvt\\_a\\_5\\_1.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/mvt_a_5/mvt_a_5_1.pdf) (参照 2021-01-03)

<sup>90</sup> <http://www.ipbhutan.gov.bt/home/page/77> (参照 2021-01-03)

<sup>91</sup> <https://covid19.who.int/region/searo/country/bt> (参照 2021-01-14)

<sup>92</sup> <https://covid19.who.int/region/searo/country/bt> (参照 2021-01-14)

<sup>93</sup> Selwa, Disabled People's Organization of Bhutan, GNHC, Draktsho Vocational Training Center for Special Children and Youth,

ブ情報を参考にして、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

保健省のウェブサイトでの発表<sup>94</sup>によれば、コロナ禍により、障害者のような特定の集団が特に影響を受けやすい可能性があるとしている。また、障害者は手洗いや社会的距離を1メートル以上保つ等の予防策をとることができず、新型コロナウイルスに感染する可能性が高い者もいることに配慮するとしている。ティンプー、ジェレフ (Gelephu)、プンツォリン (Phuentsholing)、並びにサムドゥプ・ジョンカル (Samdrup Jongkar) ディストリクトの障害者は、緊急ダイヤル 606060 もしくは 2121 に電話して保健省に登録するように要請がなされており、その他のディストリクトについては各ディストリクトの保健施設が対応するとしている。また<sup>95</sup>、王室によりロックダウン期間中の特別移動カード (Special Movement Card) の発行などがなされた。

保健省は新型コロナウイルス対策として技術諮問グループ (Technical Advisory Group。以下、「TAG」) を立ち上げており、TAG は国内の5つの地域で「新型コロナウイルス予防及び管理のための危険度の高いグループとの連携戦略」を実施する事により、各地方の関係者と協力して、脆弱なグループを特定及び評価している。新型コロナウイルス対策にかかる地域の関与を促進するために、地域活動グループ (Community Action Group) が地域における監視、報告、感染の疑われる人の保健当局への照会などの役割を果たすこととしており、障害者を含む地域における脆弱なグループを特定している<sup>96</sup>。

教育省の年次教育報告書 (2019-2020) によれば、新型コロナウイルスの流行に伴って、Wangsel 聴覚障害特別支援学校及び Muenselling 視覚障害特別支援学校の教員が「緊急時における教育 (Education in Emergency)」ガイドラインに基づいた対策を策定し、IEP の作成と修正を行いながら授業を行っているとしている。また、これらの特別支援学校2校と SEN 学校の児童・生徒は、ブータン放送サービス (Bhutan Broadcasting Service: BBS) テレビ、自己学習教材 (Self-Instructional Materials)、ラジオ授業を通して、適応されたカリキュラムにいくらかの修正を加えつつ授業が行われている。

### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケートでは、障害の有無に関わらず、保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響はないとの回答が得られた。その理由として、政府による移動制限時においても障害者専用の移動許可証が発行されていること、必要に応じて医薬品を受け取ることができたことがある。

Changangkha MSS

<sup>94</sup> <http://www.moh.gov.bt/announcement-registration-for-persons-with-disabilities/> (参照 2021-01-03) 及び <http://www.moh.gov.bt/update-take-care-of-people-with-higher-risk-of-contracting-covid-19/> (参照 2021-01-03)

<sup>95</sup> <https://snv.org/update/covid-19-responses-bhutan-perspectives-ability-bhutan-society> (参照 2021-01-03)

<sup>96</sup> <http://www.moh.gov.bt/engagement-of-high-risk-communities-for-covid-19-prevention-control/> (参照 2021-01-03)

UNICEF の報告<sup>97</sup>によれば、ある障害児のために特注車いすを作るための手配が行われていたが、新型コロナウイルス流行のためにこれが中断された。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケート調査によれば、ロックダウンにより学校が休校となり、その後に再開されたが、高学年のみが対象であった。低学年の児童・生徒が学校に通う事ができない状況にある。現地の障害者支援団体である Ability Bhutan Society は以下のように報告している<sup>98</sup>。

- ・ 障害児の通う学校の教員は、新型コロナウイルス対策に IEP を対応させることでできないことによって、障害児は学習教材にアクセスできなかった。
- ・ 障害児は家庭において保護者から教育や指導を受けることもできなかった。また、保護者にとっては、常に子どもの世話をするという重荷を負うこととなった。
- ・ オンライン授業は必ずしも効果的なものではなかった。特に遠隔地では、情報技術（Information Technology）の知識や技能の低さ、インターネットへのアクセスのしにくさが、学校の授業へのアクセスを妨げていた。また、貧困層の障害児に在る家庭では遠隔学習を受けるための電子機器を購入することができない状況にあった。

また、UNICEF は以下のように報告している<sup>99</sup>。

- ・ 自己学習教材は視覚障害児のために点字に翻訳され、聴覚障害児のためにビデオ教材が開発されているが、軽度から中程度の障害のある児童・生徒については、これらの教材は新型コロナウイルス流行前と同じものが流用されている。
- ・ 障害児は学校に在ることにより、機能的に学業に取り組むことができ、友だちとの交流が増え、これにより教員は子どもたちの成長を見ることができていたが、コロナ禍においてこれらの機会が失われている。

### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

ロックダウン期間中の障害者の移動には制限がかかったが、ブータン王妃によって、ロックダウン期間中の障害者のための同行者付きの特別な移動許可証の提供のような対応がなされている。

### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケートによれば、コロナ禍以前から障害者の就労は困難であり、就労していた障害者であっても新型コロナウイルスの流行により職を失ったとの回答が得られた。

<sup>97</sup> <https://reliefweb.int/report/bhutan/when-schools-closed-family-copes-e-learning-child-disability-during-covid-19>（参照 2021-01-03）

<sup>98</sup> <https://snv.org/update/covid-19-responses-bhutan-perspectives-ability-bhutan-society>（参照 2021-01-03）

<sup>99</sup> <https://snv.org/update/covid-19-responses-bhutan-perspectives-ability-bhutan-society>（参照 2021-01-03）

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケートによれば、開発援助機関、政府、並びに医療機関は、すべての障害者にとってアクセス可能な形式（字幕付き映像、音声、手話、紙面）により情報を提供している。

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要<sup>100</sup>

団体名	概要
Disabled Persons Association of Bhutan (DPAB)	2010年設立の国内唯一のDPO。障害者の権利の啓発と擁護、障害者のインクルーシブかつ効果的なコミュニティへの参加促進、生計向上と自立促進、社会・政治的な意思決定の場への障害者の参加促進、国内外の関連組織との連携・調整等を目的としている。

#### 3-2. 障害者支援団体の活動概要<sup>101</sup>

団体名	概要
Ability Bhutan Society (ABS)	2007年設立。中度・重度障害児の親たちによって自助グループとして結成された団体。中度・重度の障害児のための質の高いケアセンターの設立、権利擁護、アクセシビリティの保障等を目的として活動している。
Draktsho Vocational Training Center for Special Children and Youth	2001年設立。学習障害児の母親によって設立された。職業訓練により障害児・者のエンパワメントを行っている。
Phensem-Parents Supporting Group	2017年設立。障害児の親によって設立されたグループ。啓発活動、権利擁護等を行っている。
Selwa	2019年設立。日本のNGO 佛子園、公益社団法人青年海外協力協会、五井建築設計研究所等の提携により設立された組織。

<sup>100</sup> <https://thebhutanese.bt/bhutan-one-of-the-last-10-countries-yet-to-ratify-un-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/>に基づく（参照 2021-01-02）

<sup>101</sup> 各団体ウェブサイト関係者へのメールによる問い合わせにより入手した情報に基づく。

#### 4. 参考資料

ADB (2014) *Bhutan Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*

<https://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/149350/gender-equality-diagnostic-bhutan.pdf> (参照 2020-12-31)

Adhikari, D. (2016) *Healthcare and happiness in the Kingdom of Bhutan*,

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4800719/> (参照 2020-12-29)

APCD (2005) *Country Profile on Persons with Disabilities, Kingdom of Bhutan*

Chettri, K. (2015) *Investigating teachers' concerns and experiences in teaching children with special educational needs in Bhutan.*

[https://eprints.qut.edu.au/84747/1/Kishore%20Kumar\\_Chhetri\\_Thesis.pdf](https://eprints.qut.edu.au/84747/1/Kishore%20Kumar_Chhetri_Thesis.pdf) (参照 2020-12-30)

Government of Bhutan (2005) *the ninth five year plan's health sector review*

<https://www.healthresearchweb.org/files/Bhutan%20Health%20Sector%209th%20Five%20Year%20Plan-Part%20I,2005.pdf> (参照 2021-01-02)

Government of Bhutan (2013) *Draft National Population Policy*

<https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/05/Draft-NPP-final-revised-19-1-2013.pdf>  
(参照 2020-12-22)

Government of Bhutan (2016) *Draft National Population and Development Policy of Bhutan*

<https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2018/08/Draft-NPP-final-updated-25-5-2016.pdf>  
(参照 2020-12-22)

Government of Bhutan, Ministry of Education (2018) *Annual Education Statistics*

<http://www.education.gov.bt/wp-content/downloads/publications/aes/Annual-Education-Statistics-Book-2018.pdf> (参照 2020-12-30)

Government of Bhutan (2018) *Labour Force Survey Report*

<https://www.nsb.gov.bt/publications/labour-force-survey-report/> (参照 2020-12-31)

Government of Bhutan (2019) *National Policy for Persons with Disabilities*

<https://www.mindbank.info/item/6923> (参照 2021-01-03)

Government of Bhutan (2020) Ministry of Education, *Annual Education Report (2019-2020)*

<http://www.education.gov.bt/wp-content/uploads/2020/07/Annual-Education-Report.pdf> (参照 2020-12-31)

Government of Bhutan, Ministry of Health (2020) *Annual Health Bulletin 2020*

[http://www.moh.gov.bt/wp-content/uploads/ict-files/2017/06/health-bulletin-Website\\_Final.pdf](http://www.moh.gov.bt/wp-content/uploads/ict-files/2017/06/health-bulletin-Website_Final.pdf)  
(参照 2020-12-30)

Government of Bhutan, National Statistics Bureau (2017) *PHCB Report*

<https://www.nsb.gov.bt/download/5006/> (参照 2020-12-22)

UN Country Team (2017) *United Nations in Bhutan: Country Results Report 2017*

<https://www.unct.org.bt/wp-content/uploads/2018/09/Results-Report-2017.pdf> (参照 2021-01-02)

UNDP (2016) *Bhutan Vulnerability Baseline Assessment 2016*,  
<https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2017/11/UNDP-Book-for-Website.pdf> (参照 2020-12-29)

UNESCO (2019) *Discussion paper on the UNESCO Salamanca Statement 25 years on Developing inclusive and equitable education systems*, <https://en.unesco.org/sites/default/files/2019-forum-inclusion-discussion-paper-en.pdf> (参照 2020-12-07)

United States Department of State (2019) *Bhutan 2019 Human Rights Report*  
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/02/BHUTAN-2019-HUMAN-RIGHTS-REPORT.pdf> (参照 2021-01-10)

WFP (2019) *Disaster Risk Management in Bhutan (2019-2023)*  
<https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000109954/download/> (参照 2021-01-02)

WHO (2013) *Compilation of community-based rehabilitation practices in the WHO South-East Asia Region*  
<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/204891/B4950.pdf> (参照 2021-01-03)

WIPO Marrakesh Treaty Assembly 5<sup>th</sup> Session (2020)  
[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/mvt\\_a\\_5/mvt\\_a\\_5\\_1.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/mvt_a_5/mvt_a_5_1.pdf) (参照 2021-01-03)

<ウェブ情報>

Government of Bhutan, Ministry of Health: International Conference on Autism and Neurodevelopmental Disorders came to a close  
<http://www.moh.gov.bt/international-conference-on-autism-neurodevelopmental-disorders-came-to-a-close/> (参照 2020-12-29)

Government of Bhutan, Ministry of Health, Annual Health Bulletin  
<http://www.moh.gov.bt/about/program-profiles/national-suicide-prevention-program/plans-orders-activities/reports/annual-health-bulletin/> (参照 2021-01-02)

Government of Bhutan, Ministry of Health, Announcement: Registration For Persons with Disabilities  
<http://www.moh.gov.bt/announcement-registration-for-persons-with-disabilities/> (参照 2021-01-03)

Government of Bhutan, Ministry of Health, Update: Take Care of People with Higher Risk of Contracting COVID-19  
<http://www.moh.gov.bt/update-take-care-of-people-with-higher-risk-of-contracting-covid-19/> (参照 2021-01-03)

Government of Bhutan, Ministry of Health, Engagement of High-Risk Communities for COVID-19 Prevention & Control  
<http://www.moh.gov.bt/engagement-of-high-risk-communities-for-covid-19-prevention-control/> (参照 2021-01-03)

Government of Bhutan, Ministry of Home and Culture, Department of Disaster Management website



<https://www.ddm.gov.bt/> (参照 2021-01-02)

Government of Bhutan, Ministry of Home and Culture, “Acts, Rule and Publication”

<https://www.ddm.gov.bt/acts-rules-and-publications/> (参照 2021-01-02)

Government of Bhutan, National Statistics Bureau, Census Reports

<https://www.nsb.gov.bt/publications/census-report/> (参照 2020-12-22)

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, United Nations Treaty Body Status,

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=BTN&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=BTN&Lang=EN) (参照 2020-12-22)

SNV’s article, *COVID-19 responses in Bhutan: perspective from Ability Bhutan Society*

<https://snv.org/update/covid-19-responses-bhutan-perspectives-ability-bhutan-society> (参照 2021-01-03)

UNDP Stories, *Advancing the rights of persons with disabilities*

<https://www.bt.undp.org/content/bhutan/en/home/stories/advancing-the-rights-of-persons-with-disabilities.html> (参照 2021-01-02)

障害保健福祉研究情報システム 第3回アジア太平洋 CBR 会議 分科会3資料

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/cbr/20160901cbr/bun03b2jp.html> (参照 2021-01-03)

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-1-13)

内閣府 (2016) 平成 28 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/h5\\_05\\_01.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/h5_05_01.html) (参照 2020-12-17)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

[https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf)  
(参照 2021-1-13)